

第 86 号議案

神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例の件  
神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例  
(漁港管理条例の一部改正)

第 1 条 神戸市漁港管理条例（昭和45年 6 月条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）<u>の規定に基づき、市が管理する漁港の維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）<u>第26条に規定する漁港管理規程</u>を定めることを目的とする。</p> <p><u>(漁港施設の維持保全運営計画)</u></p> <p>第 3 条 <u>市長は、漁港施設のうち基本施設並びに輸送施設及び漁港施設用</u></p>

地（公共施設用地に限る。）について、  
毎年度その維持、保全及び運営に関  
する計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により漁港施  
設の維持、保全及び運営に関する計  
画を定めようとするときは、当該漁  
港関係者の意見を聴くものとする。

第3条 [略]

（港内の秩序維持）

第4条 [略]

2 漁業に従事する船及び舟、監視船、  
警備船その他の公務に従事する船及  
び舟（以下「公用船」という。）並び  
に第14条第2項及び第3項の規定に  
よる許可を受けた船及び舟以外の船  
及び舟は、入出港をしてはならない。

第5条～第8条 [略]

（利用の届出）

第9条 漁港施設（航路を除く。）の利  
用（次条第1項又は第11条第1項の  
規定による許可に係る行為を除く。）  
をしようとする者は、規則で定め  
るところにより、あらかじめ市長に届  
け出なければならない。

第10条、第11条 [略]

（使用料等）

第12条 第10条第1項の許可（占有に

第4条 [略]

（港内の秩序維持）

第5条 [略]

2 漁業に従事する船及び舟、監視船、  
警備船その他の公務に従事する船及  
び舟（以下「公用船」という。）並び  
に第13条第2項及び第3項の規定に  
よる許可を受けた船及び舟以外の船  
及び舟は、入出港をしてはならない。

第6条～第9条 [略]

（利用の届出）

第10条 漁港施設（航路を除く。）の利  
用（次条第1項又は第11条の2第1  
項の規定による許可に係る行為を除  
く。）をしようとする者は、規則で定  
めるところにより、あらかじめ市長  
に届け出なければならない。

第11条、第11条の2 [略]

（使用料等）

第12条 第11条第1項の許可（占有に

係るものに限る。)又は前条第1項の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2～4 [略]

(土砂採取料等)

第13条 法第39条第1項の規定による

採取又は占用の許可を受けた者は、別表第2に定める額の土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、土砂採取料等について準用する。

第14条 [略]

(監督処分)

第15条 市長は、第10条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、当該施設の占用等又は使用の制限をし、又は停止を命じ、その他漁港施設の管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第10条第2項又は第11条第2項において準用する第10条第2項の規定による許可に付した条件に違

係るものに限る。)又は前条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2～4 [略]

第13条 [略]

(監督処分)

第14条 市長は、第11条第1項又は第11条の2第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、当該施設の占用等又は使用の制限をし、又は停止を命じ、その他漁港施設の管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第11条第2項又は第11条の2第2項において準用する第11条第2項の規定による許可に付した条件

反した者

(2) 詐欺その他不正な手段により 第10条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1)、(2) [略]

第16条 [略]

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項、第6条又は第15条の規定による命令に従わなかった者

(2) 第5条、第7条、第8条第3項若しくは第4項、第10条第1項、第11条第1項、第14条第2項若しくは第3項又は前条の規定に違反した者

(3) 第9条又は第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第18条 [略]

に違反した者

(2) 詐欺その他不正な手段により 第11条第1項又は第11条の2第1項の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第11条の2第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1)、(2) [略]

第15条 [略]

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項、第7条又は第14条の規定による命令に従わなかった者

(2) 第6条、第8条、第9条第3項若しくは第4項、第11条第1項、第11条の2第1項、第13条第2項若しくは第3項又は前条の規定に違反した者

(3) 第10条又は第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第17条 [略]

(過怠金)

第19条 偽りその他不正の行為によ  
り、土砂採取料等の徴収を免れた者  
については、その徴収を免れた金額  
の5倍に相当する金額以下の過怠金  
を徴収する。

第20条 [略]

別表第1 (第12条関係) [略]

別表第2 (第13条関係)

第18条 [略]

別表 (第12条関係) [略]

行為の区分	土砂採取料等
土砂の採取	1立方メートルにつき 290円
水面又は土地の一部の占有(公有占有)	係船浮標又は係船杭による 1年につき1基又は1本あたり 120円
水面の埋立てによる場合を除く。)その他による占有	1年につき1平方メートルまでごとに 120円

備考

- 1 1立方メートル未満及び1平方メートル未満の端数は、それぞれ1立方メートル及び1平方メートルとして計算する。

2 1年未満の占用料は、月割りに  
より計算する。この場合におい  
て、1月未満の端数は、1月とし  
て計算する。

(漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例の廃止)

第2条 漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例（平成12年3月条例第85号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の神戸市漁港管理条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項の許可を受けている者は、第1条の規定による改正後の神戸市漁港管理条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、旧条例の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新条例の規定による許可に付されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第11条の2第1項の許可を受けている者は、新条例第11条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、旧条例の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新条例の規定による許可に付されたものとみなす。

(漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第2条の規定による廃止前の漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例の規定により納付することとされている土砂採取料又は占用料については、なお従前の例による。

理 由

行政目的が類似する条例を統合する等に当たり、条例を改正する必要があるため。